

民進党の運営と活動を支え、ともに行動する〈党员・サポーター〉を募集しています。

# あなたも 民進党に 参加しませんか？

18歳以上の方なら、  
どなたでもなれます。



## 「自由」「共生」「未来への責任」

民進党は、これらの旗を高く掲げ、  
力強く国民とともに進む。

# 民進党

## あなたも民進党に参加しませんか？

ご意見・ご要望

-----  
-----  
-----  
-----  
-----

民進党 新潟県総支部連合会

〒950-0965  
新潟市中央区新光町17  
新潟日軽ビル2F  
TEL 025-282-1000  
FAX 025-282-1008

## 党員とは？

党費は年間6,000円です。

- 民進党の綱領、基本政策に賛同する日本国民で18歳以上の方なら、どなたでもなれます。
- 党費は、年間6,000円です。
- 資格期間は、お申し込み手続きが完了した日から1年間です。
- お申し込み手続きは通年、民進党の総支部でお受けしております。
- 所属は、お申し込み手続きをした総支部になります。  
※総支部とは、衆議院・参議院の各議員、または公認候補者等を代表者とする民進党の地域組織です。
- 党員は、代表選挙で投票することができます。
- 党員は、民進党の運営や活動、政策等の決定に参画することができます。
- 党員は、民進党の広報紙「民進プレス」が送付されます。
- 党員の権利や活動は、民進党規約や組織規則等で定められており、それ以外の義務やノルマ等はありません。

◆党員 党費 6,000円/年

◆サポーター 会費 2,000円/年

## サポーターとは？

会費は年間2,000円です。

- 民進党を応援したい18歳以上の方なら、どなたでもなれます。
- 会費は、年間2,000円です。
- 資格期間は、お申し込み手続きが完了した日から1年間です。
- お申し込み手続きは通年、民進党の総支部でお受けしております。
- 所属は、お申し込み手続きをした総支部になります。  
※総支部とは、衆議院・参議院の各議員、または公認候補者等を代表者とする民進党の地域組織です。
- 日本国民のサポーターは、代表選挙で投票することができます。
- サポーターは、党の行事および活動に参加できます。

### ◎お近くの民進党総支部事務所、国会議員事務所随時受け付けています。

※申込者ご本人の都合による離党またはサポーター登録の解除については、党費並びに会費は返却いたしませんので、ご了承ください。

※党員・サポーター名簿の具体的な利用方法は、代表選挙および常任幹事会が承認した目的に限りです。なお、常任幹事会が具体的な利用目的(方法)を承認した場合には、ホームページ等によって党員・サポーターに公表します。

## 党員・サポーター 登録申込書

どちらかに○	党員	・	サポーター
※日本国民の方は右に ✓をご記入ください。→ <input type="checkbox"/>			

取扱総支部・支部			
県連受付日		年	月 日
ID	1 6	-	-

ふりがな			性別	生 年 月 日		
お名前	姓	名	男	(西暦 年)		
			女	大正・昭和・平成	年	月 日
ご自宅 ご住所 <small>(番地まで詳しく)</small>	〒 - -					※ご自宅の住所以外は無効となります。
ご自宅電話	- -		メールアドレス			
勤務先 ご職業	※地方議員の方は 必ず議会名をお書きください。			所属組織 (労働組合など)		

党費・会費の納入は口座振替が便利です。下記の依頼書にご記入のうえ金融機関の届出印を押印し、民進党担当者にお渡しください。

## 預貯金口座振替依頼書

金融機関 御中

依頼日 平成 年 月 日

私は、下記の受取人から請求された金額を私名義の下記預金・貯金口座から預金・貯金口座振替によって支払うこととしたいので、預貯金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

お受取人 (取納企業名)	民進党 新潟県総支部連合会	新潟市中央区 新光町17番地 新潟日経ビル2F TEL.025-282-1000
-----------------	---------------	---

預金口座	フリガナ 預金者名	
------	--------------	--

金融機関 への届印	新潟労金・第四銀行・北越銀行	支店
○	金融機関コード・店コード	
	預金種目	口座番号
	1.普通口座 2.当座	

郵便局	
郵便局払込先番号	00520-0-25598
種目コード166	契約コード30
通帳記号	通帳記号(右つめ)

### 預貯金口座振替規定

- 金融機関(以下「銀行・郵便局」という。)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預貯金口座から引落としのうえ支払ってください。この場合、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預貯金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してさしつかえありません。
- この契約を解除するときは、私から銀行・郵便局に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり受取人から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行・郵便局はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預貯金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行・郵便局の責めによる場合を除き、銀行・郵便局には迷惑をかけません。

振替日	毎月25日 (金融機関が休業日の場合は 翌営業日)
-----	---------------------------------

金融機関 使用欄	(不備返却事由) 1.預金取引なし 2.記載事由等相違 (店名、預金種目 口座番号、口座名義) 3.印鑑相違 4.その他( ) (備考)
-------------	---

検印	印鑑照合	受付印
----	------	-----

(フリガナ)	
お申込人	
住所	
TEL	( )

郵便局届印をここに

収  
加